

労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 23 条第 5 項の規定 に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係る情報をお知らせいたします。

事業所の名称	株式会社エヌエルプラス
事業所の所在地	〒104-0031 東京都中央区京橋 2-2-1 京橋エドグラン 4F

1. 派遣労働者の数

令和 5 年 6 月 1 日付派遣労働者数	3 名
-----------------------	-----

2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

(対象期間：2022/4/1～2023/3/31)

対象期間における派遣事業所数（実績）	2 件
--------------------	-----

3. 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

(対象期間：2022/4/1～2023/3/31)

労働者派遣に関する料金の額の平均額（1 日 8 時間あたりの額）	36,428 円
派遣労働者の賃金の額の平均額（1 日 8 時間あたりの額）	15,637 円
マージン率	57%

※マージン率には、派遣労働者の社会保険料、賞与、寸志、有給休暇費用、福利厚生費、広告費、事業運営スタッフ人件費、社内行事等などのイベント運営費、旅費交通費、社内ネットワーク利用料、各種システム利用料、通信費用、オフィス賃料や教育訓練費なども含まれています。

4. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

教育訓練の種類	対象となる派遣労働者	方法	実施主体	平均実施時間/1 人	費用負担額	賃金
新規採用者訓練	雇い入れ時	OFF-JT	弊社	4 時間	無償	有給
IT スキル教育	派遣中	OFF-JT	弊社	3 時間	無償	有給

5. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口：人事部（TEL：03-6822-0189）

6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項

<ul style="list-style-type: none">・労使協定を締結しているか否か：締結済み・協定労働者の範囲：企画・調査事務員の業務に従事する従業員など・労使協定を締結している：協定書の有効期限終期 2024 年 3 月 31 日
--

7. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

年次有給休暇、育児・介護休業、労働保険、社会保険、定期健康診断、ストレスチェック、相談窓口の設置 等